

宮古島市立
平良学校給食共同調理場
調理等業務委託募集
要 領

令和元年6月27日

宮 古 島 市

【広告(配布) 期間】

令和元年 6 月 27 日 (木) ~ 令和元年 7 月 11 日 (木)

【プロポーザル参加受付期間】

令和元年 6 月 27 日 (木) ~ 令和元年 7 月 12 日 (金)

【受付時間】

8 : 30 ~ 17 : 15 土日祝祭日を除く

目 次

1. 募集要領等の定義	1
2. 事業の概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象施設	1
(3) 委託事業内容	1
(4) 委託事業の契約予定金額	2
(5) 委託期間	2
(6) 契約方法	2
3. 委託開始までの日程一覧	2
4. 参加資格条件	3
5. 参加手続に関する事項	4
(1) 実施要領等の配布	4
(2) プロポーザル参加受付	4
(3) 説明会参加及び現地見学会申込み	4
(4) 説明会・現地見学会の日程と場所について	4
(5) 参加に係る質問事項の受付等	5
6. 提案書等の提出	5
(1) 提出書類	5

7.	提案書等の提出場所及び提出方法	7
	(1) 提出場所	7
	(2) 提出方法	7
8.	参加資格の確認	7
9.	失格事項	7
10.	審査及び結果通知等	8
	(1) 審査のながれ	8
	(2) 結果通知	8
11.	審査方法	8
	(1) 選定方法	8
	(2) 提案内容の基礎審査	9
	(3) 最優秀提案の選定	9
12.	遵守法令	9
13.	その他	9
14.	本案件に係る提出・問い合わせ先	10

1. 募集要領等の定義

宮古島市（以下「市」という。）では、平成28年8月1日から宮古島市立平良学校給食共同調理場(以下「平良学校給食共同調理場」という。)の調理等業務を民間事業者へ委託を行っており、契約期間は令和元年7月31日で期間満了となる。

新たな事業者の選定に当たっても、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、学校給食調理等業務の安全性及び安定性を確保するため、前回同様に公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用することとした。この募集要領は、平良学校給食共同調理場の調理等業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要領に併せて配布する下記の資料も本募集要領と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要領等」とする。

- ※ 仕様書：市が事業者具体的な業務内容を示すもの（別途-1）
- ※ 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの（別途-2）
- ※ 選定基準：業者選定に係る基準や採点方法を示すもの（別途-3）

2. 事業の概要

- (1) 事業名称 宮古島市立平良学校給食共同調理場調理等業務
- (2) 対象施設

名 称	宮古島市立平良学校給食共同調理場
所在地	宮古島市平良字西仲宗根745-13
供用開始	平成13年
建築構造	鉄筋コンクリート造り2階建一部鉄骨造
建物面積	1,500㎡
運営方法	ドライシステム方式
受配校数	中学校7校・小学校9校
調理食数	約4,190食（令和元年5月1日現在）
稼働日数	約200日
コンテナ台数	32台
使用食器	PEN食器

- (3) 委託事業内容
 - ① 調理業務
 - ② 配送業務 平良地区一帯及び下地学校給食共同調理場～来間小・下地中
 - ③ 食器、食缶等の洗浄・消毒及び保管業務
 - ④ 施設設備、配送車両の清掃及び日常点検並びに軽微な修繕業務
 - ⑤ 残菜等の処理食材の検収及び保存食等の確保等業務
 - ⑥ 衛生管理業務
 - ⑦ 使用物品管理業務
 - ⑧ 前各号に付帯するその他必要な業務

(4) 委託事業の契約予定金額

本業務委託の予定金額の総額（5カ年分合計 消費税及び地方消費税を除く。）と各年度の最高予定額は下記のとおりとする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(単位：円)

年 度	R1	R2	R3	R4
金 額	63,270,000	99,259,000	99,259,000	99,259,000
年 度	R5	R6	総 額	
金 額	99,259,000	37,713,800	498,019,800	

※なお、上記の総額への消費税及び地方消費税込額は、547,505,430円とする。

(令和1年8～9月 消費税8%、令和1年10月以降 消費税10%)

(5) 委託期間：令和1(R1)年8月1日～令和6年7月31日

(6) 契約方法：公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 委託開始までの日程一覧

プロポーザルの日程は、次のとおりとする。

受付等は、平日8:30～17:15分（土日祝祭日を除く）

※ 日程等は、変更となる場合があります。

実施要領等の配布	令和元年 6月27日(木)～7月11日(木)	
プロポーザル参加受付	6月27日(木)～7月12日(金)	
説明会参加申込み	6月27日(木)～7月3日(水)	
説明会・現地見学会 (平良学校給食共同調理場)	7月8日(月)	15:30～16:30
質問書の受付	6月28日(金)～7月5日(金) 15:00まで	
質問書の回答	7月9日(火)	
提案書等提出	6月27日(木)～7月12日(金) 16:00まで	
一次審査	7月12日(金)	
一次審査結果通知	7月16日(火)	
二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	7月22日(月)	
優先交渉権者決定	7月22日(予定)	
結果の通知	7月24日(予定)	
契約締結	7月下旬	
業務開始	8月1日	

4. 参加資格条件

- (1) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 1 条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることをかんがみ、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
- (2) 法人格を有し、業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 厚生労働省作成の大量調理施設衛生管理マニュアルが適用される調理施設での調理業務の経験があること。
- (4) 沖縄県内に本店又は事業所を有していること。
- (5) 損害賠償を担保できるとともに、履行保証人を立てることができること。
- (6) 業務委託に必要な資格者及び経験者等を必要人数配置できること。
- (7) 過去 5 年間に食品衛生法の規定による営業停止処分をおこした者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始申し立てをしていない者
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始申し立てをしていない者
- (11) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申し立てをしていない者
- (12) 優先交渉権者決定までに、不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
- (13) 宮古島市暴力団排除条例（平成 24 年宮古島市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (14) 食中毒その他の事故等による損害賠償責任を履行するための保険に加入している者であること。
- (15) 別途行う募集要領等説明会及び現場説明会に出席した者であること。

5. 参加手続きに関する事項

(1) 実施要領等の広告（配布）等

広告期間：令和元年6月27日（木）～7月11日（木）

広告場所：宮古島市ホームページ（新着情報）

<http://www.city.miyakojima.lg.jp/>

：ホームページトップ画面⇒行政(情報を見る)⇒組織一覧⇒
教育委員会教育部⇒学校給食共同調理場⇒新着情報

交付資料：【募集要領】 【仕様書】 【様式集】 【選定基準】

【積算見積書 13-1】

(2) プロポーザル参加受付

参加希望者は、参加表明書に必要事項を記載・押印し、次のとおり提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書を提出しない者はこのプロポーザルに参加することはできない。

提出書類：参加表明書（様式第1号）

提出部数：1部

受付期間：令和元年6月27日（木）～7月12日（金）16:00まで

(3) 説明会参加及び現地見学会申込み

説明会の参加希望者は令和元年6月27日（木）～7月3日（水）

16:00までに担当者にE-mailかFaxにて連絡すること。

※ 説明会に参加しない事業者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

参加人数は、1事業者につき3名までとする。

(4) 説明会・現地見学会の日時と場所について

期 日：令和元年7月8日（月）15:30～16:30

場 所：平良学校給食共同調理場

※ 留意事項

- ① 調理室に入場する方は、直近1カ月以内の検便検査結果及び非汚染区域用の清潔な衣服（白衣及び帽子等）並びに調理用靴等を用意すること。なお、当日の健康チェックで体調不良の場合は、調理場への入室は不可とし、一階見学通路からの見学とする。
- ② 調理室等の入場者は1事業者2名（7月3日当日までに氏名・検便検査結果を提出）、調理場外からの見学は別とし、平良学校給食共同調理場担当者に参加報告をすること。（検便検査報告も同様）
- ③ 見学時間等は調整するとともに、見学は、市の指示に従うこと。

(5) 参加に係る質問事項の受付等

① 受付期間

令和元年6月28日(金)～7月5日(金)15:00まで

② 受付方法

募集要領や仕様書などに関して不明な点がある場合は、質問書(指定様式第2号)を作成し、内容を簡潔にまとめてE-mailもしくはFaxにて「本案件に係る問い合わせ先」まで送信し、その旨を電話にて連絡すること。

③ 回答

上記により提出された質問事項を取りまとめ、7月9日(火)までに参加者全員に質問回答をする。また、無用な混乱を招くことが危惧される質問には回答しない場合がある。

6. 提案書等の提出

提案書等の提出書類は次のとおりです。なお、提出の際は、次の(1)の①から③の順にまとめ、インデックス等を付けて提出すること。

(1) 提出書類

① 同意書(様式第3号)

② 参加申請書(様式第4号)

【添付書類】

1) 定款

2) 全部事項証明書又は登記簿謄本

3) 所在する市町村の納税証明書(完納証明書)

4) 財務諸表(直近3年分の貸借対照表及び損益計算表)

5) 厚生労働省作成の大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた「従事者等の衛生管理点検表」過去1週間(5名程度)の写し

6) 管理栄養士又は栄養士(1名以上)、調理師(2名以上)、2級ボイラー技士以上(1名以上)、甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者の資格者証等の写し

③ 審査に係る提案書類等提出書(様式第5号)

【 添付書類 】

1) 会社概要

会社の沿革、組織（PR用パンフレットでも可）また正職員数の内訳及び調理師、栄養士の資格者数並びにその者の厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを一回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する施設」（以下「集団給食」という。）の勤務年数及び調理等に携わる者の職員の名簿を提出すること。

2) 損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類

3) 履行保証人となる予定会社（会社概要添付「パンフレット可」）

4) 業務実績表 ………………（様式第 6 号）

5) 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書 ……（様式第 7 号）

6) 調理業務実施体制に関する提案書 ………………（様式第 8 号）

7) 学校給食調理業務の円滑な運営に関する提案書 ……（様式第 9 号）

8) 衛生管理業務に関する提案書 ………………（様式第 10 号）

9) 調理従事者等の教育及び研修に関する提案書 ……（様式第 11 号）

10) 危機管理体制 ………………（様式第 12 号）

11) 見積書 ………………（様式第 13 号）

12) 積算見積書 ………………（様式第 13 - 1 号）

ア) 見積額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。なお、見積額は、2 ページ 2.(4)の契約予定金額の範囲内であること。

イ) 募集要領等に基づき作成すること。

ウ) 見積書の提出は、見積表（様式第 13 号）に取引に係る消費税を含まない額を記載し、積算見積書（様式第 13-1 号）に職種毎の人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等を添付すること。

エ) 見積内容は、提案書等と同一のものとする。

契約予定額を超える場合又は見積額が異常に小額で本業務委託の適正な履行に支障があると判断した時は、失格とする場合がある。

④ 提案書の書式

A4 版長辺綴じとし、ページ番号をつけること。

⑤ 提出部数

(1) の ①（様式第 3 号）・②（様式第 4 号）各 1 部

(1) の ③ 正本 1 部・副本 10 部

7. 提案書等の提出場所及び提出方法

- (1) 提出場所
〒906-0006
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根 745-13
宮古島市立平良学校給食共同調理場
- (2) 提出方法
郵送又は直接持参により提出する。

8. 参加資格の確認

- (1) 定款、全部事項証明書又は登記簿謄本及び直近3年分の財務諸表（損益計算表及び貸借対照表）をA4版で提出すること。
- (2) 納税証明書（国税、県税、市税の完納証明書）
- (3) 損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類
- (4) 履行保証予定会社
- (5) 管理栄養士又は栄養士（1名以上）、調理師（2名以上）、2級ボイラー技師資格以上（1名以上）、甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者（1名以上）の資格者証等の写し

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とし、その申請を無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が申請したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しなかったとき。
- (3) 事実に反する申請や申請に不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したときや申請に求められる義務を履行しなかったとき。
- (5) 記載する事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (6) 記載する事項以外の内容が記載されているもの。
- (7) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合。

10. 審査及び結果通知等

(1) 審査のながれについては、次のとおりとする。

① 一次審査

1) 平良学校給食共同調理場において、参加資格条件及び失格事項等について資格審査を行う。

② 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

二次審査は提案者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会による審査を行う。

1) 日時：7月22日（月）14:00（予定） 会場：城辺庁舎2F会議室

2) 実施方法

1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は説明15分程度、質疑応答15分程度の合計30分程度とする。またプレゼンテーション等の参加者は補助者も含め2名までとする。

プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備し使用する場合は事前に連絡すること。

3) 審査の順番

提案書等受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

(2) 結果通知

① 一次審査

令和元年7月16日

選定結果は、一次審査参加全事業者に通知する。

② 二次審査

令和元年7月24日（予定）

選定結果は、二次審査参加全事業者に文書にて通知する。

11. 審査方法

審査は、選定委員会が見積書、提案書及び会社概要等による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し行う。

(1) 選定方法

① プレゼンテーション及びヒアリングについて

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定基準に基づき採点する。

※ プレゼンテーションは、提案書の様式順（様式第7号から様式第12号）に行うこと。

(2) 提案内容の基礎審査

検討委員会は、提案書類等に記載された内容が、次に掲げる項目を満たしていることを確認する。

- ① 提案書全体について、提案事項間の矛盾がないこと。
- ② 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
- ③ 当該提案に関連する各様式（別途「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書の内容を満たしていること。

(3) 最優秀提案の選定

選定委員会は、提案書に記載された内容やプレゼンテーション及びヒアリング内容を評価し最も優れた事業者を最優秀提案として選定し、本業務の委託契約の締結を交渉することとする。

- ① 優先交渉権者の決定
市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。
- ② 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い参加者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

12. 遵守法令

- (1) 法令—学校給食法・食品衛生法・労働基準法等の労働関係法令及びその関連法規等
- (2) 要綱等—学校給食衛生管理の基準（文部科学省）・大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及び関連要綱等、宮古島市関連例規集

13. その他

- (1) プロポーザルに参加する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書及び添付書類は、提出期間に限り補正することができる。
また、本市が必要とする場合は、追加書類の提出、記載内容の聞き取り調査等を行うことがある。なお、書類は、理由のいかんに関わらず返却は行わない。
- (3) 提出期間終了後の提案書などの修正変更は原則認めない。
- (4) プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式第14号)を提出してすること。
- (5) 1業者あたり提案は1件とする。

- (6) 参加者から募集要領等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要な場合は、提案内容を使用できるものとする。
- (7) 契約者以外の企画提案内容については、提案者の承諾なしには利用しない。
- (8) 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の範囲であっても市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

14. 本案件に係る提出・問い合わせ先

〒906-0006

沖縄県宮古島市平良字西仲宗根 745-13

宮古島市立平良学校給食共同調理場（担当：上地・宮国）

電話 0980-72-4241（直通） F a x 0980-72-3074

E-mail 上 地 (hitoshi.u@city.miyakojima.lg.jp)

宮 国 (m-chikara@city.miyakojima.lg.jp)